

令和5年 壱岐市議会定例会 9月 会議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和5年9月7日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	7番 植村 圭司 8番 清水 修
日程第2	審議期間の決定	22日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	報告第12号 令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	総務部部長 説明
日程第6	報告第13号 令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第7	報告第14号 令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	農林水産部部長 説明
日程第8	報告第15号 令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第9	報告第16号 令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第10	報告第17号 令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	財政課課長 説明
日程第11	議案第45号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について	建設部部長 説明
日程第12	議案第46号 壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	建設部部長 説明
日程第13	議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市立一支国博物館)	企画振興部部長 説明

日程第14	議案第48号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画 (中間見直し)の策定について	市民部部長	説明
日程第15	議案第49号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	財政課課長	説明
日程第16	議案第50号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第1号)	保健環境部部長	説明
日程第17	議案第51号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算(第1号)	保健環境部部長	説明
日程第18	議案第52号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算(第1号)	建設部部長	説明
日程第19	議案第53号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計 補正予算(第1号)	農林水産部部長	説明
日程第20	認定第1号	令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算 認定について	財政課課長	説明
日程第21	認定第2号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長	説明
日程第22	認定第3号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特 別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長	説明
日程第23	認定第4号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計 歳入歳出決算認定について	保健環境部部長	説明
日程第24	認定第5号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計歳 入歳出決算認定について	建設部部長	説明
日程第25	認定第6号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計 歳入歳出決算認定について	総務部部長	説明
日程第26	認定第7号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計 歳入歳出決算認定について	農林水産部部長	説明
日程第27	認定第8号	令和4年度壱岐市水道事業会計欠損金の 処理及び決算の認定について	建設部部長	説明

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (14名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 土谷 勇二君	11番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

---

欠席議員 (1名)

10番 音嶋 正吾君

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君  
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	白川 博一君	教育長 ……………	山口 千樹君
総務部部長 ……………	中上 良二君	企画振興部部長 ……………	塚本 和広君
市民部部長 ……………	西原 辰也君	保健環境部部長 ……………	崎川 敏春君
農林水産部部長 ……………	谷口 実君	建設部部長 ……………	平田 英貴君
消防本部消防長 ……………	山川 康君	教育次長 ……………	目良 顕隆君
総務課課長 ……………	横山 将司君	財政課課長 ……………	原 裕治君
会計管理者 ……………	篠崎 昭子君	監査委員 ……………	吉田 泰夫君

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

音嶋議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、植村圭司議員、8番、清水修議員を指名いたします。

---

### **日程第2. 審議期間の決定**

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間は、本日から9月28日までの22日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は、本日より9月28日までの22日間と決定いたしました。

---

### **日程第3. 諸般の報告**

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信しておるとおりでございます。

---

### **日程第4. 行政報告**

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。

行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和5年壱岐市議会定例会9月会議に当たり、6月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理

解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、9月5日の令和5年度長崎県食育推進活動表彰において、郷ノ浦町の柳田地区公民館様が、地域社会への貢献度が高く、他のモデルとなる実戦的な食育推進活動に取り組んでいる団体として、県知事表彰を受賞されました。

平成26年度から「柳田地域連携プロジェクト」を立ち上げられ、子どもから高齢者まで多くの方が参加する農業体験学習により、地域のつながりはもとより共食の機会をつくることで、子どもたちへ食事のマナーや食文化を大事にする気持ちを伝える食育活動が、高く評価されたものであります。

それでは、6月会議以降、本日までの市政の重要事項等について御報告申し上げます。

まず、再エネ海域利用法に基づく情報提供の結果と今後について、申し上げます。

本市周辺海域での洋上風力発電の導入可能性の検討について、本年3月に開催した洋上風力発電等導入検討協議会において、再エネ海域利用法における促進区域を想定した「導入可能性エリア」の情報を、「配慮すべき条件」を付して県へ情報提供を行いました。結果として、今期の県から国への情報提供は見送られました。

国への情報提供が見送られるという、本市としては非常に残念な結果となったことについて、去る7月31日の検討協議会において、県の説明を受けました。

検討協議会では、国への情報提供を見送った理由として、大きく2点の懸案事項が示されました。

1点目は、国の防衛関係施設等への影響により、導入可能性エリアの一部について風力発電設備の設置が制限されるおそれがあることから、発電事業として必要となる規模のエリアの確保が困難と見込まれること、2点目は、導入可能性エリアが、本市の共同漁業権外の一般海域であることから、市外の漁業関係者等も操業する海域となり、市外の漁業関係者等利害関係者との合意形成が不十分であると判断されたことであります。

国の防衛機関との協議及び市外の漁業関係者等との合意形成等については、市単独での対応は非常に困難であると認識しておりますが、今後は県も市との連携を強化して、国への働きかけ及び市外の利害関係者との合意形成等に取り組むとの意向が示されましたので、引き続き導入可能性エリアの検討を継続してまいります。

また、国の防衛関連施設への影響を回避する方策及び市内外の利害関係者との合意形成の推進に取り組むに当たり、実証試験機の導入の検討を進めることについて、協議会の場で御承認いただきました。

実証試験機の導入についても、海域の選定、利害関係者との合意形成、財源など、検討すべき課題はあるものの、先行地域において、実証試験により、様々な関係者の洋上風力発電に関する

る理解が深まっているという事実がありますので、今後、実証試験機の導入の実現に努めてまいります。

次に、平成30年12月に施行した、「壱岐市自治基本条例」について、本条例第30条に基づき、第3次壱岐市総合計画の見直しに合わせて条例の検証・見直しを行うこととし、幅広い意見を聴取するため、まちづくり協議会、各地区公民館長、各種団体の代表者、及び市民公募により、総勢30名の委員による審議会を設け、去る7月20日に第1回の審議会を開催いたしました。

審議会では、会長・副会長の選出、長崎大学経済学部山口純哉准教授による「市民参画・協働と自治基本条例の必要性」をテーマとした講演、検証方法及び今後のスケジュール等についての協議を行いました。

今後は、審議会及び専門部会での検証作業に加え、パブリックコメント等を実施し、12月会議上程に向けて作業を進めてまいります。

次に、「国土交通大臣杯第14回全国離島交流中学生野球大会」、通称「離島甲子園」が、去る8月21日から24日にかけて、過去最多となる25チームの参加の下、鹿児島県奄美大島で開催されました。

壱岐市選抜チームは、ピッチャーを中心とした固い守りで、毎試合僅差ながらも守り勝つ野球で勝ち進み、決勝戦では、前々回の優勝チーム「石垣島ぱいーぐるズ」と対戦しました。大観衆の声援の中、両チーム実力を十二分に発揮する好ゲームを展開し、2対1で見事競り勝ち、平成25年の第6回大会以来、10年ぶり3度目の優勝を飾りました。今回の優勝で、通算の優勝回数も全チーム中最多となり、近年目覚ましい活躍を見せている本市の中学生軟式野球のレベルの高さを再認識したところでありますが、本大会の目的の1つであるチームの仲間や他の離島から参加した選手たちとの交流を通して大変貴重な経験をすることができたものと考えております。

また、来年開催予定の第15回大会について、壱岐市での開催が決定いたしました。平成25年の第6回大会以来11年ぶり、2回目の本市での開催となります。各チームの選手団及び大会関係者を含め約600人の参加を予定しており、本大会の開催により、全国離島の子どもたちの交流が深まるとともに、本市のPR及び交流人口の拡大につながることを期待しております。

次に、交流人口の拡大についてでございます。

本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年7月の航路航空路の乗降客数は5万9,738人で、対前年比117.3%でありました。また、8月についても、台風6号の影響はあったものの、おおむね天候にも恵まれ、前年を超える

観光客で賑わったものと考えております。

「彦根市市制施行20周年記念 神々の島 彦根ウルトラマラソン2023」については、運営費として例年多くの企業に御協賛をいただいております、本年度は昨年よりも390万円多い合計1,821万円の御寄附を頂いております。

企業名等の詳細については、今後、大会ホームページ等で紹介する予定としております。

大会当日となる10月21日には、市内各所で交通規制等を行いますので、市民皆様には、沿道での応援に加え、円滑な大会運営に御理解と御協力をお願いいたします。

次に、7月24日から、長崎総合科学大学附属高等学校の学生約60名が、本市でドローン合宿を行いました。これは、同校のエンジニアコースの学生が、本市在住のドローンインストラクターの指導の下、ドローン操縦の座学と体験を行うもので、昨年の合宿が非常に好評であったため、本年も実施していただいたものであります。同校が所在する長崎市は住宅密集地区が多く、飛行禁止区域も多いことからこのような体験の実施は難しい状況であります。本市は長崎市に比べて規制区域が少なく、また海での体験活動も豊富なことから非常に好評だったとのことで、同校の松本浩校長からは来年度以降もぜひ続けて実施したいとのことであります。

これまでの教育旅行については、海での体験活動が中心でありましたが、今回のドローン体験やSDGsに特化した体験などを加え、これまでとは違った本市ならではの体験活動の取組も進んでおります。引き続き多くの学生に本市を訪れていただけるよう、滞在型観光メニューの充実等に取り組んでまいります。

次に、去る8月6日に、フランスのクルーズ会社、ポナン社の日本・韓国支社長が、来年4月に本市への寄港が決定しているクルーズ客船ル・ジャック・カルティエ号のツアーの事前視察として来島されました。本ツアーは鹿児島港から、甕島、天草を経由して本市へ寄港し、博多港に帰着するという7泊8日のツアーで、大半が欧米系の乗船客150名程度が来島される予定であります。

このように、一度に100名を超える規模で海外の旅行客が本市を訪れるのは初めてのことであり、国内の旅行客との対応と異なる点多々あることから、関係団体と連携を図りながら満足度の高いツアーとなるよう、準備を進めてまいります。

次に、産業の振興について。

まず、農業の振興についてであります。本年の早期水稲については、7月の降雨等の影響で紋枯れ病や、いもち病が発生している圃場が散見されますが、おおむね気温が高く推移したため生育が早まり、成熟期の中心は平年よりやや早い8月16日から26日頃となりました。

また、普通期水稲についても、気温が高く日照時間も長く推移したため順調に生育が進んで

おります。今後、病害虫の発生のおそれがありますので、引き続き適切な栽培管理が必要となっております。

葉たばこについては、7月上旬の降雨等の影響を受け一部の地域で立ち枯れ病が発生しましたが、気温が高く推移し順調に生育したため、目標収量である250キログラムの反収が見込まれております。

肉用牛については、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢を起因とする飼料価格等高騰の影響を受け、厳しい経営状況が続いております。

J A 壱岐市肥育牛の販売実績は、7月の枝肉単価が前年同月比229円安の2,275円となっており、8月に開催された子牛市では、前回6月の平均価格と比較し、88.7%、6万4,000円安の51万円となっております。

そのため、飼料価格高騰の影響を受けている畜産・養鶏農家の負担軽減を図り、飼料価格高騰の一部について支援するため、地方創生臨時交付金を活用し、所要の予算を計上しております。

また、農業の持続的発展には、担い手対策が最重要課題でありますので、地域農業の牽引者である認定農業者の育成、新規就農者の確保、集落営農の組織化、集落営農法人の支援等を継続して取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は1.9%減の780トン、漁獲高は27%増の10億5,100万円と漁獲量は減少しておりますが、漁獲高は増加しております。これは、5月から6月にかけて大型クロマグロが約70トン漁獲されたことが要因ではありますが、壱岐海域への漁獲枠の制限により、クロマグロが回遊していても捕獲できず、漁獲を断念せざるを得なかったとお聞きしております。このような状況も踏まえ、漁獲枠の拡大について引き続き長崎県及び長崎県議会へ要望してまいります。他の魚類については、漁獲量は減少しておりますが、魚価は少しづつコロナ禍前に戻りつつあるとの報告を受けております。

一方で、市内5漁協の正組合員数は、令和4年度末で昨年から48名減の724名となっており、魚家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

今後も引き続き、漁業者の皆様そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、磯焼け対策として、令和元年度から本格的にイスズミ等の植食性動物駆除等に取り組んでまいりました。その結果、三島・渡良地区を中心に郷ノ浦地区の広範囲において、ヨレモク等大型海藻の再生が確認されております。

このような状況を踏まえ、壱岐市磯焼け対策協議会の本年度の新たな取組として、二酸化炭



素の新たな吸収源として注目されているブルーカーボンを活用する取組が進められることとなりました。内容としては、磯焼け対策により回復した藻場をブルーカーボンクレジット申請し、クレジット化することで、カーボンニュートラルを目指す企業等に購入していただき、その資金を活用して、持続的な磯焼け対策につなげていく取組となっております。このような取組を通して企業等と連携することで、民間資金による脱炭素社会の実現に貢献できるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症については、本年7月以降、本市を含め全国的に感染者が急速に拡大していることから、市民皆様に対し、基本的な感染対策への御協力をお願いしてきただけであります。

国は、高齢者など重症化リスクの高い方へワクチン接種を勧め、その他の希望する方については、接種機会を提供する方針を示しました。

本市においては、最多接種者では7回目となる「秋開始接種」を壱岐医師会の御協力により、9月20日から行う予定としております。対象者は、初回接種を終了した生後6か月以上の全ての方で、使用するワクチンはオミクロン株XBB.1.5対応1価のワクチンとなっております。今後、ワクチンの供給状況を勘案しながら、随時、市民皆様へお知らせしてまいります。

次に、国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めてまいります。

本市においては、総務省の「デジタル活用支援推進事業」を活用し、初心者向けのスマートフォン教室を開催してきたところでありますが、本年度も、スマートフォンの基本操作やアプリの使用方法について、11月から来年1月まで計14回の講習会を市内の公共施設等で開催することといたしております。

今後、講習会の日程等についてお知らせしてまいりますので、市民皆様の積極的な御参加をお願いいたします。

次に、下水道使用料の統一についてでございます。

下水道使用料につきましては、公共下水道と漁業集落排水処理施設の使用料が異なることから、令和6年度を目途に料金を統一する方針であることを申し上げていたところであります。

今回、令和6年4月の使用分から使用料を統一するため、関係条例の改正及び関連予算について、議案を提出しております。今後、さらなる下水道区域での加入促進と、合併処理浄化槽の整備促進を行い、自然環境にやさしいまちづくりに努めてまいります。

次に、教育関係であります。本年3月に本市において発生した離島留学生の事案を受け、

長崎県は、「これからの離島留学検討委員会」を設置し、これまで3回の委員会が開催されました。4月の第1回会議では、高校生の離島留学の概要と留學生の状況について、7月の第2回会議では、離島留学制度における課題と対策及び具体的な取組について、9月の第3回会議では、壱岐事案の背景の検証報告及び離島留学制度の改善策等についての協議がなされております。

本市としましても、県と連携し市が事務局となり「壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会」を設置し、県の離島留学制度及び市のいきっこ留学制度の現状や課題、留學生と里親の支援策について合計3回の検討部会を開催したところであります。

今後の取組として、県の検討結果を参考としつつ、いきっこ留学制度について集中的に協議する「壱岐市いきっこ留学制度運営委員会」を9月中に開催するよう計画しており、留學生が安心した留學生活を送れる環境づくり及び里親への支援策等について取りまとめを行うなど、いきっこ留学制度の見直しを図ってまいります。

次に、小・中学生の活躍について申し上げます。

去る6月18日、諫早市のトランスコスモススタジアム長崎で開催された「第39回長崎県小学生陸上競技交流大会」に出場した霞翠小学校6年中田靖稀さんが、走り幅跳びとジャベリックボール投げの最高記録を得点化した「コンバインドB」の部において大会新記録で見事優勝いたしました。本年9月17日神奈川県横浜市の日産スタジアムで開催される「第39回全国小学生陸上競技交流大会」でのさらなる活躍を期待しております。

また、7月22日から24日にかけて「令和5年度長崎県中学校総合体育大会」が開催され、諫早市の長田いこいの広場相撲場で行われた相撲競技団体戦で、郷ノ浦中学校が第3位に輝き、その後開催された「令和5年九州中学校体育大会」に出場し、惜しくも、全国大会への出場には届きませんでした。長崎県代表としてその力を存分に発揮してくれました。本市の小・中学生の活躍を大変嬉しく頼もしく思いますとともに、今後の壱岐市の子どもたちのさらなる活躍を期待しております。

次に、防災対策についてであります。去る8月10日に最接近した台風6号は、本市では、幸いにして大きな被害はありませんでしたが、九州南部の鹿児島、宮崎及び大分の各県並びに、台風から離れた高知県及び愛媛県において、線状降水帯が発生し、冠水や浸水、土砂崩れなどの甚大な被害が発生しております。近年では、こうした台風や大雨が頻発しており、本市においても、いつ自然の猛威に襲われてもおかしくない状況にあるものと認識しており、気を緩めることなく、関係機関と十分連携を図り、防災対策に万全を期してまいります。

また、令和元年度以来となる壱岐市防災訓練を、11月5日、勝本港一帯において開催することとしております。災害発生時における初動体制の確立、関係機関との連携等、実効性の高

い訓練を行ってまいりますので、市民皆様にも御参加及び御見学をいただき、防災意識の向上につなげていただきたいと思いますと考えております。

消防・救急につきましては、熱中症については、今年に入り、8月末日までに29名の方を救急搬送しております。今後も厳しい残暑が続くと思われますので、市民皆様には、こまめな水分補給を行っていただき、室内においてもエアコンや扇風機等を有効に使用し、体調管理に十分注意されますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染者について、8月末までに疑似症例を含めて73名の方を救急搬送しております。市民皆様には、引き続き換気や手洗い、場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染対策に御協力をお願いするとともに、119番通報の際には新型コロナウイルスに関する情報を一人一人に聴取しておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、今般、野焼き、しくり焼きに伴う火災が頻発しております。草木を焼却する場合は、必ず消防署に届出を行い、周囲の燃えやすい物と安全な距離を保ち、焼却中はその場を離れずに、確実に消火を確認いただくなど、火の取扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出した令和5年度補正予算の概要は、一般会計補正額2億6,865万5,000円、各特別会計の補正総額2億1,650万5,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、4億8,516万円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、249億1,645万9,000円で、特別会計については、85億3,423万4,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、令和4年度各出資法人の経営状況等に係る報告5件、令和4年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の一部改正に係る案件2件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件1件、計画の策定1件、予算案件5件、令和4年度各会計決算認定8件であります。

何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、6月会議以降の市政の重要事項、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで行政報告を終わります。

---

**日程第5. 報告第12号～日程第27. 認定第8号**

**○議長（小金丸益明君）** 日程第5、報告第12号から、日程第27、認定第8号まで、以上22件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 本日上程いたしております報告及び議案につきましては、担当部長及び課長に説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

**○総務部部長（中上 良二君）** 皆様、おはようございます。

報告第12号令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人等で資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しておりまして、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第1号で規定された法人でございます。

事業報告書の1ページをお開き願います。庶務報告として官庁事項及び株主総会の報告でございます。

次に、2ページをお開き願います。(3)の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

次に、3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計625万9,530円、固定資産合計803万8,763円で、資産合計は1,429万8,293円となっております。

負債の部については、負債合計30万84円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残高明細書の(4)未払金及び(5)預り金でございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

純資産の部については、株主資本合計1,399万8,209円で、負債・純資産合計は、資産合計と同額の1,429万8,293円でございます。

次に、4ページをお開き願います。損益計算書でございますが、売上総利益が172万603

円、販売費及び一般管理費 257万2,429円で、営業利益はマイナス85万1,826円となっており、その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

営業外収益中、受取利息は預金利息の53円で、雑収入は被災保険金の91万1,240円でございます。営業外収益の合計が91万1,293円となり、経常利益の5万9,467円から法人税等差し引いた当期純利益は3万8,467円となります。

次に、5ページをお開き願います。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,396万円、当期変動額合計が3万8,000円で、当期末残高1,399万8,000円となっております。

6ページは個別注記表、7ページは主要勘定残高明細書、8ページは固定資産明細表、9ページは営業損益内訳書、最後の10ページは監査報告書でございます。

以上で、報告第12号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔総務部部长（中上 良二君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部部长。

〔企画振興部部长（塚本 和広君） 登壇〕

**○企画振興部部长（塚本 和広君）** おはようございます。

報告第13号につきまして、御説明を申し上げます。

報告第13号令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について。

令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第40期決算報告書を添付しております。

2ページ目をお開き願います。「当社の業務概要について」を御覧いただきたいと思います。

コロナ禍で3密を避けられるスポーツとして、来場者数もこれまで増加傾向にありました。令和4年度に来場者数は前年度から若干減少したものの、8,339名となっております。

次に、「当社の決算状況について」を御覧ください。3ページ目中段になりますが、当期純利益674万円の黒字となっております。

4ページをお開き願います。株式の状況でございますが、発行済み株式3,600株、資本金7,200万円、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持ち株比率は36.67%でございます。

6ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で、流動資産が4,214万4,620円、固定資産が4,797万3,161円、資産合計は9,011万7,781円でございます。

7ページをお開き願います。負債・純資産の部でございます。負債合計は1,120万5,754円、純資産の合計は7,891万2,027円で、負債及び純資産合計は9,011万7,781円となっております。

次に、8ページをお開き願います。損益計算書でございます。中段の売上総利益金額が4,966万4,999円、販売費及び一般管理費が5,160万5,671円、営業損失額は194万672円となっております。営業外収益、特別利益と合わせ、税引き後の当期純利益額は674万819円の黒字決算となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては9ページに記載しております。

10ページに株主資本等変動計算書、11ページに主要勘定残高明細書、12ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第13号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） おはようございます。

報告第14号令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。

当法人は、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、壱岐市が資本金等の2分の1以上を出資している法人であることから経営状況を報告させていただくものでございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページをお開き願います。役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。

3ページは、事業報告でございます。令和4年度の事業概要は、アワビ種苗4万個を、壱岐市栽培センターより購入し、各漁協により8,000個ずつを放流いたしております。

財源の内訳ですが、利息0.252%で、基金運用益176万4,000円、助成金として、県から25万2,000円、市から12万6,000円、管内5漁協より12万6,000円となっ

ております。

また、法人会計より15万2,000円を振り替えまして、合計242万円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。5ページは、貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産が当年度58万9,503円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円で、資産合計8億58万9,503円でございます。

6ページは、貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

7ページは、正味財産増減計算書でございます。

次の8ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計としては預金利息を財源としております。今年度の繰越金は、1億円を除きますと58万9,503円となります。支出の面で、事務費等、経常費用として4,100円を支出いたしております。

9ページは附属明細書、10ページは財産目録、11、12ページは、監査報告書を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第14号についての説明を終わります。よろしくお願い致します。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** 報告第15号及び報告第16号を続けて御説明いたします。

まず、報告第15号令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について。

令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況を報告させていただくものでございます。

1ページをお開きください。経営状況について御説明申し上げます。令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限も緩和され、社会経済活動の正常化に向けた動きが進む一方、長期化するウクライナ情勢や円安による物価上昇、原材料・エネルギー価格の高騰など、不透明な状況が続いてまいりました。

このような中、お客様の安全安心を第一に考え、感染予防を徹底した事業運営に取り組んでまいりました。

収入においては、対前年度比154%を達成しており、収支決算額においては約208万円の黒字となっております。

3ページをお開き願います。令和4年度の利用状況でございます。宿泊者数は前年度実績の

165%で、9,630名となっており、その他の利用者数も増加となっております。

4ページをお開き願います。収支についてでございます。収入の部が決算額1億9,366万3,247円で、前年度実績の154%となっております。

支出の部が決算額1億9,157万8,539円で、前年度実績の145%となっております。

また、当期計上増減額、いわゆる税引き後の当期純利益は208万4,708円の黒字となっております。

次に、5ページから7ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は損益計算書に相当するものでございます。

7ページ、合計(a)の列の最終欄、正味財産期末残高、いわゆる純資産合計は2,815万9,110円となっております。

次に、8ページをお開き願います。貸借対照表でございます。Ⅰ、資産の部は合計で5,811万9,306円、Ⅱ、負債の部は合計で2,996万196円、Ⅲ、正味財産の部は合計で2,815万9,110円で、負債及び正味財産の合計は5,811万9,306円となっております。

9ページ、10ページに、財務諸表に対する注記、11ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第15号の説明を終わります。

次に、報告第16号令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページから3ページは事業報告でございます。

2ページ、中段の【2】事業実績を御覧ください。取扱商品数は約350品目で、主要な取扱商品は記載のとおりでございます。飲食店や小売店への卸売事業は、東京、大阪、福岡を中心に展開しております。通販事業につきましては、約40品目を取り扱っております。物産展等の催事やフェアへの出展回数は14回ございました。

次に、3ページをお開き願います。売上実績は売上目標額5,000万円に対しまして5,586万6,388円であり、対前年比172%と増加しております。

次に、4ページから決算報告でございます。



5 ページが決算総括表でございまして、6 ページから8 ページが会計ごとの正味財産増減計算書でございます。

まず、6 ページの一般会計の正味財産増減計算書をお開き願います。一般会計につきましては、卸売事業等の会計でございます。経常収益の合計4,131万2,959円、経常費用の合計3,318万7,663円となっております。

次に、7 ページの受託事業会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは、各種受託事業の会計でございます。経常収益の合計は1,475万4,313円、経常費用の合計は947万5,035円となっております。

次に、8 ページの特別会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは、国庫補助対象の会計でございまして、地方創生推進交付金が充当をされております。経常収益の合計2,548万1,502円、経常費用は、事業費が2,405万4,745円、管理費が142万6,757円で、合計2,548万1,502円となっております。

次に、戻りまして5 ページをお開き願います。ただいま説明いたしました3会計を総括したものが決算総括表でございます。歳入合計1億900万9,796円、歳出合計7,267万9,100円でございます。歳入合計から歳出合計を差引きまして、正味財産期末残高は3,633万696円で、次年度への繰越金となっております。

次に、9 ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部、合計4,578万7,749円、負債の部、合計945万7,053円、正味財産の部、合計3,633万696円、負債及び正味財産の合計は4,578万7,749円でございます。

10 ページは監査報告書を添付しております。

以上で、報告第16号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

**○財政課課長（原 裕治君）** おはようございます。

報告第17号令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告いたします。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございま

すが、まず、実質赤字比率につきましては、令和4年度決算における一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支は黒字でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計の実質収支は黒字であり、また、公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計において資金不足はございませんので、連結実質赤字比率につきましても生じておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、昨年度、令和3年度は決算年度を含む過去3か年平均が6.6%でしたが、令和4年度は3か年平均6.5%で、対前年度0.1%の減となっております。

要因といたしましては、令和4年度の単年度比率は7.32%であり、前年度の単年度比率6.35%と比較して0.97%増加しておりますが、実質公債費比率は3か年平均で算出されることから、前年度の算定対象であった令和元年度の単年度比率7.6%が算定から外れ、令和4年度の単年度比率が7.32%でございましたので、3か年平均では減となったものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、18.6%と対前年度4.2%の減となっております。これにつきましては、分母となる地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額は前年度より減となったものの、令和4年度の地方債の発行額が元金償還金よりも少なかったことにより、地方債現在高が減少するとともに、基金残高が増加し、算定の分子が小さくなったことによるものと分析しております。

いずれの比率におきましても、中段の表にございます早期健全化基準、いわゆるイエローカードとされる基準を下回っており、健全な状況で推移しておりますが、引き続き、健全な財政運営を行ってまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の3つの公営企業会計におきまして資金不足はございませんので、比率は生じておりません。

なお、健全化比率等の概要につきましては、別紙資料3、各会計決算概要の1から2ページに添付しておりますので御参照願います。

以上で、報告第17号令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前 10 時 51 分休憩

午前 11 時 00 分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。平田建設部長。

〔建設部部长（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部长（平田 英貴君） 議案第 4 5 号、議案第 4 6 号を、続けて御説明いたします。

議案第 4 5 号壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から漁業集落排水処理施設及び公共下水道の使用料を統一することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。まず、この条例の構成でございますが、使用料統一に伴い、改正対象となる各条例の一部改正を 1 本の条例で条建てにより規定をしております。

それでは条項ごとに説明をいたします。

まず、第 1 条は壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。壱岐市漁業集落排水処理施設条例の第 1 6 条に規定する使用料の算定方法につきまして、別表第 1 中 6 4 0 円を 5 5 0 円に、2 4 0 円を 2 0 0 円に、1, 5 7 0 円を 1, 1 0 0 円に改めるものでございます。

次に、第 2 条は壱岐市公共下水道条例の一部改正でございます。壱岐市公共下水道条例の第 1 4 条に規定する使用料の算定方法につきまして、別表中 5 2 0 円を 5 5 0 円に、1 6 8 円を 2 0 0 円に、1, 0 4 0 円を 1, 1 0 0 円に改めるものでございます。

附則として、第 1 項は施行期日を令和 6 年 4 月 1 日としております。

第 2 項及び第 3 項は経過措置としまして、改正する漁業集落排水処理施設使用料及び公共下水道使用料については、令和 6 年 4 月請求分から適用することを規定しております。

なお、議案資料 1 の 1 ページから 2 ページに、改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、議案第 4 5 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 4 6 号壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。老岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。改正内容は、消費税法の一部改正により、本条例における法律の引用条項が変更となるため、所要の改正を行うもので、第2条第2項ただし書中別表第1第1号を別表第2第1号に改めるものでございます。

附則として、この条例は、令和5年10月1日から施行するものでございます。

なお、議案資料1の3ページに改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、議案第46号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** 議案第47号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、老岐市立一支国博物館、位置、老岐市芦辺町深江鶴亀触515番地1。2、指定管理者、熊本市南区江越1丁目14-10、株式会社パブリックビジネスジャパン代表取締役萩原宣。3、指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由でございますが、老岐市立一支国博物館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の選定につきましては公募を行い、その結果、1者の応募となり、選定委員会の審査の結果を経て株式会社パブリックビジネスジャパンの指定管理者を提案するものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

**○市民部部長（西原 辰也君）** 議案第48号第2期老岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について御説明いたします。

第2期老岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）を別冊のとおり定めることについて

て、地方自治法第96条第2項及び老岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本日の提出でございます。

本議案につきましては、本年3月会議に提案後、民間事業者による認定こども園整備事業の撤退により、再度保育の量の見込みと提供体制の確保量の見直しを行う必要があるため、議案の撤回を承認いただいております。今回の中間見直しに当たっては、既に全体部分の修正を行ってまいりましたので、民間事業者の認定こども園整備事業撤退により影響を及ぼす保育の量の見込みと提供体制の確保量について、令和5年度の実績及び令和6年度の見込み量の見直し並びに令和5年4月にこども家庭課からいきいろ子ども未来課へ課名の変更があったため修正を行っております。

次のページをお開き願います。第2期老岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の全体版でございます。

表紙の裏の本計画の目次を御覧ください。第1章から第7章までの構成となっておりますが、今回、中間見直しにおいては、第4章子ども・子育ての環境整備及び第5章施策の展開について、見直した部分を赤字で記載をしております。

また、策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、老岐市子ども・子育て会議において慎重に検討・協議を重ねていただき、パブリックコメントを実施し、修正等を行っております。

それでは議案資料4の議案第48号関係資料概要版で御説明をいたします。

資料の1ページをお開き願います。1、計画の中間見直しについて示しております。今回の中間見直しに当たっては、本計画策定時から現在までの社会環境の変化や住民ニーズの変化等の影響を考慮して、見込み量と現在の希望・利用状況との乖離を確認するとともに、令和5年度の実績及び僻地保育所の閉園予定に伴う令和6年度の見込み量の見直しを行っております。

2、量の見込みの推計について、今回の中間見直しにおいて、量の見込みを推計する対象者及び事業者等をそれぞれ表の通り記載をしております。

次に、2ページをお開き願います。3、教育・保育の量の見込みについて、算出方法、推計児童数を記載しております。推計の結果、年少人口は減少傾向にあり、今後の教育・保育の量の推計及び整備の方向性にも影響していくことが予想されます。

3ページをお願いします。③支給認定割合について、今回、令和6年度における推計には直近の令和5年度の実績と今後の推計として令和6年度の推計を記載しております。

4ページ以降、赤字部分について今回見直した令和5年度の実績と令和6年度の見込み

として、①前回パブリックコメント実施時、これは令和4年12月23日から令和5年1月27日まで実施をした分でございますが、その推計値から今回②の現段階の量の見込みと確保方策へと見直しを行っております。

なお、表内の括弧書きの数値は開設予定であった認定こども園の事業中止に伴う減少分の数値でございます。

次に、5ページをお願いいたします。上から3行目、令和5年度、6年度において、市内全域においては量の見込みを確保できる体制が整備されています。今後も市民のニーズを注視し、教育・保育サービスの地域格差解消等にも検討を重ね、さらなるサービス提供体制の確保に努めることとしております。

次に、6ページから11ページを御覧ください。4、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを記載しております。①の利用者支援事業から⑩の放課後児童健全育成事業まで、それぞれ見込み量と確保方策を記載しております。

次に、12ページから14ページは、5、市が実施している施策の見直しとして記載内容を再検討し、赤字の部分を修正及び追記を行った部分について抜粋して記載をしております。

以上で、議案第48号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第49号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,865万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億1,645万9,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の1、追加として、ふるさと応援寄附金支援業務は令和6年度からの本業務の事業者の選定を行うため、債務負担行為を行うもので

ございます。次の一支国博物館指定管理料は指定管理者の新たな指定に伴い、当該期間の指定管理に係る債務負担行為を行うものでございます。

7ページから9ページをお開き願います。第3表地方債補正の1、変更で、以下掲示をしております各地方債について、対象事業費の調整及び県との一時協議における事業計画の精査により、限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税の普通交付税は今回の補正予算に係る一般財源として、4,920万4,000円を追加しております。

なお、令和5年度の普通交付税につきましては、対前年度当初決定額から0.6%減の91億509万3,000円に決定しております。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回補正予算に計上しております物価高騰対策等の事業に充当する、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金で8,987万円を計上しております。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金の長崎県経営発展支援事業は、新規就農者の機械設備導入に対して、国が2分の1、県が4分の1の割合で負担する補助金で、358万8,000円を計上しております。

18款寄付金1項1目一般寄附金1,000万円及び2目指定寄附金の企業版ふるさと納税寄附金500万円は、実績に基づきそれぞれ追加しております。

20款繰越金1項1目前年度繰越金は、前年度繰越金9,118万2,000円を計上しております。

21款諸収入4項3目雑入の長崎県市町村振興事業補助金は長崎県市町村振興協会の助成事業規約の変更に伴い、次の16ページから17ページにかけまして、歳入予算の組替え、調整を行うものでございます。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般についてですが、今回人事異動、会計間の移動に伴う職員給与費等の組替えによる補正を行っております。給与費明細書につきましては、52ページから56ページに記載しておりますので、御参照願います。

今回の補正予算の主な事業内容につきまして、別添資料2、令和5年度9月補正予算(案)概要で御説明いたします。

2ページをお開き願います。2款総務費、1項6目企画費のウルトラマラソン運営事業は、

企業版ふるさと納税を受け、運営費補助金を追加すると共に、残る一部については基金への積立てを行うもので、530万円を計上しております。同じく6目企画費の地域創生費は自治基本条例見直しに係る審議会委員報酬及び関係費用を追加するもので、143万3,000円を計上しております。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、総務課分としてバンカーサーチャージの3ゾーンを超える分についての負担金3,575万円を計上しております。

以下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した事業につきましては、別紙資料5、議案第49号関係資料に事業の詳細を記載しておりますので、御参照願います。

4ページをお開き願います。3款民生費2項1目児童福祉総務費は、第3期子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査を実施するもので、287万1,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ、5款農林水産業費1項3目農業振興費の新規就農者総合支援対策事業は、新規就農者の機械設備導入に係る事業費478万4,000円に対する国、県の補助金2件分、358万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。6ページ、5款3項2目水産業振興費、新たにチャレンジ水産経営応援事業は、漁業者の機器導入整備に対して、県6分の1、市6分の1の負担割合で支援するもので、事業費493万5,000円の3分の1の補助金、164万5,000円を計上しております。5款3項3目漁港管理費の芦辺港ターミナル整備事業は、資材等の価格高騰に伴い事業費を追加するもので、2,452万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。7ページ、6款商工費1項4目観光費の観光施設管理費は、スポーツ合宿等に利用されている筒城浜園地のジョギングコースの改修を行うもので959万2,000円を計上しております。次のイルカパーク管理費は、新たにイルカパークにイルカを導入するもので、イルカの2頭購入、1頭借用を行う費用として1,128万円を計上しております。

次のページをお開き願います。8ページ、7款土木費6項1目公共下水道費の公共下水道事業特別会計への繰出金は、下水道使用料統一に向けた公共下水道受益者負担金の返還に係る財源繰り出し及び人事異動による組替えを合わせまして、7,967万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。9ページ、9款教育費6項1目保健体育総務費の青嶋公園管理費は、次年度開催予定の軟式野球大会に向けて施設の環境整備を行うもので、192万5,000円を計上しております。

以上で、議案第49号令和5年度老岐市一般会計補正予算(第4号)について説明を終わります。



御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 議案第50号及び51号について御説明を申し上げます。

初めに、議案第50号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億252万4,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者保険税及び3款1項2目出産育児一時金臨時補助金につきましては、令和5年4月1日から、出産育児一時金が42万から50万円に引上げとなり、保険者の負担増に対応するため、国が令和5年度に限り、財政支援を行うこととなり、財源調整を行っております。

4款1項1目保険給付費等交付金、7款1項1目その他繰越金につきましては、今回の補正財源としまして、それぞれ追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款6項1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症が2類感染症と位置づけられておりました令和5年5月7日までに感染し、就労できなかった被保険者に支給するもので、7万8,000円を追加いたしております。

8款1項6目特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和4年度実績に基づく精算返納金としまして184万5,000円を追加いたしております。

次に議案第51号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億225万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億404万

5,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により、内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、3款、4款、5款の地域支援事業交付金及び7款繰入金につきましては、法定負担割合に基づき人件費の補正財源としまして、それぞれ予算計上をいたしております。

8款1項1目繰越金は、今回の補正財源としまして9,552万5,000円を追加いたしております。

10ページから13ページをお開き願います。歳出でございますが、3款地域支援事業費につきましては、人事異動による人件費の組替補正でございます。

また、6款1項2目償還金につきましては、令和4年度の介護サービス費及び地域支援事業費の実績に基づく精算返納金総額9,351万1,000円を予算計上いたしております。

14ページからは、人件費補正に係る給与費明細書でございます。

以上で、議案第50号及び51号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部部长（崎川 敏春君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 平田建設部長。

〔建設部部长（平田 英貴君） 登壇〕

**○建設部部长（平田 英貴君）** 議案第52号令和5年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度老岐市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,037万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,387万2,000円とします。

2項は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により、内容を御説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入ですが、6款1項1目一般会計繰入金8,037万1,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款下水道事業費1項管理費において、下水道使用料統一に伴う公共下水道受益者負担金の返還費用

8,026万8,000円の補正を行っております。併せまして、人事異動による人件費の組替補正を行っております。

以上で、議案第52号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

**○農林水産部部長（谷口 実君）** 議案第53号令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,195万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,191万9,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金として3,195万3,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費に550万円を増額補正いたしております。主な内容については、需用費と役務費、合わせて1,189万3,000円を追加し、備品購入費の入札執行残639万3,000円を減額いたしております。

2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金に、前年度繰越金を財源として2,645万3,000円を計上いたしております。

以上で、議案第53号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

**○財政課課長（原 裕治君）** 認定第1号令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

令和4年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。歳入合計240億

5,248万315円、歳出合計233億8,977万3,306円、歳入歳出差引残額6億6,270万7,009円となっております。

決算内容につきましては2ページ以降に記載しております。

次に122ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額は1,000円単位で、3、歳入歳出差引額が6億6,270万7,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源として(2)繰越明許費繰越額が1億7,152万5,000円でございますので、これを差し引いた5の実質収支額は4億9,118万2,000円となっております。

次に、財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、令和5年3月31日で決算を行っております。1ページから4ページに公有財産、5ページから6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ令和4年度中の増減を記載しております。

7ページをお開き願います。4、基金中、一般会計分の決算年度末現在高、これにつきましては、令和5年3月31日現在の現在高となりますが、92億3,451万6,000円で、前年3月末より11億9,547万9,000円の増となっております。

定額基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

令和4年度の決算状況につきましては、令和3年度に実施された感染症防止営業時間短縮協力金などの新型コロナウイルス感染症対応関連の事業費の減、また、これらに係る国、県支出金の減などによりまして、歳入総額は対前年度比マイナス2.1%、5億1,090万8,000円の減、歳出総額は対前年度比マイナス1.6%、3億7,110万2,000円の減となっております。

また、財政調整基金4億355万2,000円、減債基金9,000万円の基金への積立てを行っております。

そのほか、令和4年度決算状況及び主要施策につきましては、別紙資料3、令和4年度各会計決算概要の7ページ以降の令和4年度における主要施策の成果説明書に記載のとおりでございます。

以上で、令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

〔財政課課長(原 裕治君) 降壇〕

○議長(小金丸益明君) 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部长(崎川 敏春君) 登壇〕

○保健環境部部长(崎川 敏春君) 認定第2号から認定第4号までを続けて御説明申し上げます。

初めに、認定第2号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。国民健康保険事業歳入合計33億7,792万3,400円、歳出合計33億6,607万2,529円、歳入歳出差引残額1,185万871円、直営診療施設勘定は、歳入歳出合計それぞれ4,835万8,114円でございます。

事項別明細書により、主な内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款国民健康保険税の状況は記載のとおりであります。令和4年度課税分の収納率は、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせまして97.22%であります。滞納繰越分の収納率は15.99%となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。4款1項1目保険給付費等交付金は、医療費及び保健事業等への長崎県からの交付金でございます。

6款1項1目一般会計繰入金は、法定繰入れでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款2項1目財政調整基金繰入金は、歳入不足を補うため3,000万円を繰り入れております。

16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございます。1款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る事務費でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。2款保険給付費の総額は24億3,565万5,356円となっております。

20ページ、21ページをお開き願います。2款4項1目出産育児一時金は10件、2款5項1目葬祭費は69件、2款6項1目傷病手当金は28件の支給実績となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、国保運営に係る長崎県への納付金でございます。

22ページから25ページをお開き願います。5款保健事業費でございます。2項1目特定健康診査等事業費は、コロナ禍の中、医師会の御理解と御支援の下、6月から2月まで特定健診を行っております。

また、受診率は広報活動に加え、市内イベントやまちづくり協議会などが主催するイベントに積極的に参画をさせていただき、速報値では43.8%であります。最終の11月法定報告までには昨年並みの46%を見込んでおるところでございます。2項2目特定保健指導事業費は、令和4年度も市内4会場で結果説明会をはじめ、委託医療機関の御支援の下、生活習慣病予防を含めた各種保健事業を行ったところでございます。

また、34ページ以降は直営診療施設勘定の事項別明細書で、湯本診療所の運営に係るもの  
でございます。

次に、認定第3号第4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、  
御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項  
の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入合計3億7,793万2,601円、歳出合計3億7,239  
万2,925円、歳入歳出差引残額は553万9,676円となっております。

事項別明細書により主な内容を御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料の収  
納状況は記載のとおりであり、保険料収納率は前年度分が99.3%、滞納繰越分が19.6%  
となっております。

4款1項一般会計繰入金は事務費及び保険基盤安定分を合わせ、1億3,978万4,725  
円となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医  
療広域連合納付金3億7,031万9,147円の内訳につきましては、保険料分2億3,244  
万4,150円、保険基盤安定分1億2,391万2,580円、広域連合への市町負担分としま  
して1,396万2,417円となっております。

次に、認定第4号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明  
を申し上げます。

令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定  
により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。介護保険事業歳入合計37億3,243万6,843円、歳出合  
計35億239万5,500円、歳入歳出差引残額2億3,004万1,343円、介護サービス  
事業勘定、歳入合計3,868万7,935円、歳出合計2,856万2,684円、歳入歳出差  
引残額1,012万5,251円となっております。

事項別明細書により主な内容を御説明申し上げます。

6ページから11ページをお開き願います。歳入でございます。1款介護保険料の収納状況  
につきましては記載のとおりであり、保険料収納率は前年度99.43%、滞納繰越分2.55%  
となっております。3款、4款、5款及び7款につきましては、介護サービス費、地域支援事業

費、並びに事務費への法定負担、並びに法定繰入に基づくものでございます。

9款2項3目過年度収入は、令和3年度介護給付費の実績に基づく社会保険料診療報酬支払基金からの追加の交付金でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳出でございます。1款総務費は、介護認定審査会などの運営事務費でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。2款介護給付費の総額は31億4,490万6,284円となっております。介護サービス費につきましては、これまで年々増加傾向にありましたが、令和3年度と比較しまして、マイナス約9,000万円となっております。主な要因としましては、新型コロナにおける、2回にわたる感染の大きな波により訪問通所サービス及びショートステイの利用控えや、受入れ自粛が大きく影響したものと分析をいたしております。

3款1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援総合事業費認定者への介護予防サービスや配食サービスなどの生活支援サービスの費用でございます。

16ページ、17ページをお開き願います。3款2項一般介護予防事業費は、介護予防の実施に向けた実態把握や、普及事業、ハイリスク者への個別指導事業などの費用でございます。

3款3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、高齢者総合相談支援事業や認知症総合支援事業などの費用でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、介護保険事業の安定的な運営を確保する目的に4,000万円を積み立てております。

また、26ページ以降は介護サービス事業勘定の事項別明細書で、老岐市地域包括支援センターの運営に関わるものでございます。

以上で、認定第2号から第4号までの説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

[保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇]

**○議長（小金丸益明君）** ここで暫時休憩をいたします。再開を12時といたします。

午前11時51分休憩

.....

午後0時00分再開

**○議長（小金丸益明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。平田建設部長。

[建設部部長（平田 英貴君） 登壇]

**○建設部部長（平田 英貴君）** 認定第5号令和4年度老岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和4年度老岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計3億6,672万9,456円、歳出合計3億6,651万3,966円、歳入歳出差引残額は21万5490円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額4億2,370万1,300円に対しまして、収入済額は3億6,672万9,456円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額4億2,370万1,300円に対しまして、支出済額は3億6,651万3,966円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、2款1項1目の下水道使用料で、調定額7,036万2,014円に対しまして、収入済額6,835万4,200円であり、収入未済額は197万1,384円でございます。その内訳といたしまして、現年度分調定額が6,809万3,610円に対しまして、収入済額が6,772万6,980円で、収納率は99.5%と、前年度より0.5%向上しております。滞納繰越分調定額は226万8,404円に対しまして、収入済額が62万7,220円で、収納率は27.7%と前年度より2.9%向上しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

10から17ページには、事項別明細書の歳出について1款から3款までを記載しております。

18ページは、実質収支に関する調書で、歳入から歳出を差し引いた実質収支額は21万5,000円でございます。

主要事業につきましては、資料3、令和4年度における主要施策の成果説明書25ページに記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部长（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部长（中上 良二君） 認定第6号令和4年度老岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和4年度老岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定



により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入合計でございますが1億2,236万9,994円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額は1億2,567万2,000円、収入済額は1億2,236万9,994円でございます。

4ページ、5ページ目をお開き願います。歳出でございますが、予算現額は1億2,567万2,000円、支出済額は1億2,236万9,994円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算の事項別明細書のうち、まず、歳入の事項別明細書でございます。1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額1,469万4,300円となっております。令和4年度の乗船者数などでございますが、乗船客が3万9,632人、また、車両が1,198台で、令和3年度と比較いたしますと乗船客は650人の減、車両は103台の減でございます。主な理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響及び人口減少等に伴い、乗船客数は減少し、また、三島地区における公共事業の減少に伴い、自動車航送台数についても減少し、昨年度と比較し減収となっております。

2款の国庫支出金でございますが、予算現額4,098万4,000円に対し、収入済額が5,153万6,716円となっております。国庫補助金の算定に当たっては、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっております。今回、増額となった主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響等による経営状況の悪化に伴い、令和4年度分の航路欠損の拡大分について、追加支援を行う措置が取られたことなどでございます。

3款県支出金でございますが、予算現額1,816万3,000円に対し、収入済額1,901万7,927円となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額から国の補助金を控除した2分の1の額となります。

次に、4款繰入金でございますが、予算現額5,226万8,000円に対し、収入済額が3,711万5,278円となっております。

次に、8ページから11ページに歳出の事項別明細書を記載しております。

まず、8ページ、9ページをお開き願います。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費12節の委託料168万9,204円の主なものは、乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務等の費用でございます。2目業務管理費の10節需用費4,245万5,056円の主なものは、燃料費1,371万5,213円。修繕料2,849万9,863円で、燃料費は年間約15万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては、定期検査費用、合入渠費用、機関部の諸修繕の費用でございます。12節委託料468万円は、陸上作業業務委託料で

ございます。

次に、12ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出いずれも1億2,236万9,000円となっております、歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第6号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

**○農林水産部部長（谷口 実君）** 認定第7号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億5,478万5,913円、歳出合計1億2,283万1,102円、歳入歳出差引残額3,195万4,811円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額は1億3,181万4,000円に対しまして、収入済額は1億5,478万5,913円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額は1億3,181万4,000円に対しまして、支出済額は1億2,283万1,102円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項1目使用料は機械使用料で、調定額6,452万783円に対しまして、収入済額6,339万3,813円であり、収入未済額は112万6,970円でございます。その内訳といたしまして、現年度分調定額が6,352万5,510円に対しまして、収入済額が6,239万8,540円で、収入未済額が112万6,970円で、収納率は98.2%と前年度より0.1%低下しております。滞納繰越分調定額が99万5,273円に対しまして、収入済額は同額で、完納となっております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

3款繰入金については、100万円で、備品購入費の財源の一部として減価償却基金からの取崩しを行っております。

4款繰越金については、2,281万5,642円で、前年度の繰越金として収入いたしております。

5款1項1目受託事業収入は、道路、公園等作業受託料収入6,715万2,520円でございます。

次に、6ページから9ページにわたりまして、2項1目雑入は台風災害による建物災害共済金等42万3,938円でございます。歳入合計1億5,478万5,913円でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、主に10節需用費3,158万1,130円の内訳で、主なものは消耗品費が1,840万4,467円、燃料費が951万5,957円、機械等修繕料360万8,418円を支出いたしております。17節備品購入費として1,056万円で、トラクター88馬力とロータリー各1台、飼料梱包作業用ロールペーラー1台を購入いたしております。18節負担金、補助及び交付金6,343万6,352円は、農業機械銀行振興会で雇用する機械オペレーター及び作業員の賃金等相当額を、振興会負担金と支出したものでございます。歳出合計1億2,283万1,102円でございます。

次に、12ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引きしまして、実質収支額は3,195万4,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

〔建設部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部長（平田 英貴君） 認定第8号令和4年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について御説明を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条の2、並びに壱岐市水道事業の設置等に関する条例第4条第2項第3号の規定に基づき、令和4年度壱岐市水道事業会計決算に伴う欠損金を別紙欠損金処理計算書のとおり処理し、併せて令和4年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算報告書の2ページ、3ページをお開き願います。収益的収入及び支出についてですが、収入第1款の水道事業収益としまして、予算額7億6,600万2,000円に対し、決算額が7億6,922万1,829円となっております。

次に、支出ですが、第1款の水道事業費用の予算額が8億1,379万7,000円に対し、決算額が8億1,253万5,299円となっております。

4ページ、5ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。収入第1款の資

本的収入としまして、予算額1億5,388万2,000円に対し、決算額が1億6,133万4,234円となっております。

次に、支出第1款資本的支出としまして、予算額3億5,619万円に対し、決算額が3億3,569万948円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,435万6,714円は、当年度消費税資本的収支調整額1,141万5,170円、過年度分損益勘定留保資金1億6,294万1,544円で補填をいたしております。

続きまして、6ページをお開き願います。損益計算書です。営業収益が4億3,436万306円、営業費用が7億3,258万9,238円、営業損失が2億9,822万8,932円、営業外収益が2億8,330万303円、営業外費用が3,598万3,590円、経常損失は5,091万2,219円です。特別利益が869万244円、特別損失が765万2,017円、当年度純損失は4,987万3,992円となり、当年度未処理欠損金も同額となっております。

8から9ページは剰余金計算書、10ページには欠損金処理計算書を記載しております。未処理欠損金は4,987万3,992円のうち4,087万1,833円を利益積立金から組み入れ、残りの900万2,159円が繰越欠損金となっております。

12から13ページには貸借対照表、16ページからは事業報告書等を記載しております。

水道事業会計は、平成30年度に策定したアセットマネジメントに基づき、計画的に、老朽化に伴う各種施設の年次的更新を図り、適正な維持管理に努めておりますが、施設の維持更新費用、加えて企業債の元利償還金が大きな負担となっており、一般会計からの基準外繰入金なしでは経営が非常に厳しい状況であり、令和2年度からは一般会計からの基準外繰入金の減額により純損失が発生していることから、さらなる健全な事業運営に最大限努めてまいります。

以上で、認定第8号について説明を終わります。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部部长（平田 英貴君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** これで、市長提出議案の説明が終わりました。

次に監査委員に対し、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

**○監査委員（吉田 泰夫君）** それでは、決算審査報告をいたします。

令和4年度壱岐市各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況、並びに水道事業会計決算書、財政健全化判断比率及び資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類などに基づいて、

各関係法令等に定められた事項について、また、竜崎市の監査基準に準拠して、さらに例月出納検査及び定期監査の結果等も踏まえまして決算審査を実施いたしました。その結果について、本日提出しております各決算審査意見書より報告をいたします。

なお、決算意見書には審査の内容、結果、また、数値につきましては、それぞれ、ただいま説明がありました内容と、決算書類及び決算統計資料に基づきまして記載をしておりますので、お目通しをいただければと思います。報告につきましては、本日の議事日程の順に沿いまして行いたいと思います。

初めに、報告第17号令和4年度竜崎市財政健全化判断比率及び資金不足率について資料の後に添付しております、審査意見書の3ページをお開き願います。第6、審査意見。審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類は、法令等に従って正確に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率もいずれも基準内の数値であり、適正であると認められます。

次に、認定第1号から第7号までの令和4年度竜崎市一般会計、特別会計、財産に関する調書の資料の後に添付しております検査意見書の51ページをお開きを願います。第6、審査意見。審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況は、法令等に定められた内容に準拠し、決算数値に基づき作成され、適正に表示しているものと認められます。

歳入歳出決算事項別明細書の歳入で、備考欄に還付未済金がございますが、これについては決算書類の中では収入に含まれているところでございます。

なお、次のとおり事務の執行管理について、改善を要する事項が見受けられましたので、整備に努めていただきたいと思います。

1、財務に関する事務等の管理及び執行で、収入の調定、支出負担行為等の遅延等が見られましたので、検印、検証の励行をはじめ、さらなる内部統制の充実に努める必要があります。

2、債権回収整理については、債権管理班と各部署において回収対策等の協議が行われ、取り進められているところですが、特に私債権の管理について、管理対策の取組が不十分とみられます。

3、主な未収債権については下記のとおりであり、前年度より3,988万8,000円減少をしております。今後も適正に債権の保全管理を行うとともに、迅速な回収に努めていただきたいと思います。

なお、財産調書に関する中で、債権について災害援護資金貸付金、高等学校奨学金貸付金は、長期にわたり入金状況がスムーズでないため、債務者との交渉が途切れないよう留意して回収に努めていただきたいと思います。

4、財政面では少子高齢化、人口減少等の状況が続く中、地方経済の回復も厳しい状況にあると思われます。積立金は令和5年5月31日、出納整理期間の末日の時点での対比で、7億7,429万8,000円となっておりますが、先ほど説明にありましたように弁済資金、それから利益積立金については約5億弱となっている状況であります。今後、4年間の市債償還額は毎年30億円を超える予定をされている等、基金の見通しも不透明な状況と思われます。令和3年12月に策定されました、壱岐市財政基盤整備確立計画及び令和4年3月に改訂されました壱岐市公共施設個別施設計画の課題に取り組み、社会情勢の変化に対応できる財政基盤の確立を進めていく必要があると思います。

主要財務比率につきましてはお目通しをいただければと思います。

次に、認定第8号壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の承認について、資料の後に添付しております、壱岐市公営企業会計決算審査意見書の3ページをお開きを願いたいと思います。第6、審査意見。

1、決算報告書及び決算附属書類は、法令等及び公営企業会計に定める会計の原則に従って適正に表示していると認められます。

2、欠損金処理計算書は、法令及び条例に従って作成されていると認められます。

3、現状の水道事業の運営状況は、水道料金収入の減少、施設の老朽化等による修繕費等の増加により厳しい状況と見られます。一方、財政状況は、当年度末の未処理欠損金については、利益積立金より補填しておりますが、将来に向かってはこの利益積立金が目的とする欠損の補填の財源とはならない状況にありますので、今後、剰余金等で補填する状況とならない状況と見受けられますので、今後の水道事業の運営については先ほど説明もありましたように、速やかな改善対策を検討する必要があると思われます。

4、水道料金未収金については、未納額10万円以上の水栓件数で見ますと177件で、未納額が6,336万4,000円となっております。債権管理班との協議もされておりますが、回収整理の方策をより具体的に策定され、リスクの高い債権から整理する必要があると思われます。

以上、決算審査の報告を終わります。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

---

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、9月12日火曜日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午後0時30分散会

---